

資金収支計算書

(自) 平成27年 4月 1日 (至) 平成28年 3月31日

第1号の1様式
(単位:円)

勘定科目		予算	決算	差異
収入	0165 介護保険事業収入	1,687,548,592	1,685,184,755	-2,363,837
	0166 施設介護料収入	919,527,160	917,726,282	-1,800,878
	0167 居宅介護料収入(介護報酬収入)	333,763,302	331,726,034	-2,037,268
	0168 居宅介護料収入(利用者負担金収入)	42,428,670	43,417,862	989,192
	0169 地域密着型介護料収入(介護報酬収入)	63,908,960	63,954,603	45,643
	0170 地域密着型介護料収入(利用者負担金収)	6,884,708	7,028,117	143,409
	0171 居宅介護支援介護料収入	49,988,253	50,178,495	190,242
	0172 利用者等利用料収入	269,862,737	269,901,278	38,541
	0173 その他の事業収入	1,184,802	1,252,084	67,282
	0174 老人福祉事業収入	27,674,853	27,773,212	98,359
	0175 措置事業収入	76,051	76,773	722
	0177 その他の事業収入	27,598,802	27,696,439	97,637
	0184 障害福祉サービス等事業収入	3,594,871	3,530,409	-64,462
	0185 自立支援給付費収入	3,369,745	3,315,387	-54,358
	8352 利用者負担金収入	225,126	215,022	-10,104
	0192 医療事業収入	24,821,493	24,557,596	-263,897
	8453 外来診療収入	23,995,553	23,675,825	-319,728
	8454 保健予防活動収入	480,000	462,627	-17,373
	0194 その他の医療事業収入	345,940	419,144	73,204
	0195 その他の事業収入	1,750,000	1,760,000	10,000
	0196 その他の事業収入	1,750,000	1,760,000	10,000
	0197 その他の収入	80,000	80,000	
	8511 その他の収入	80,000	80,000	
	0199 経常経費寄附金収入	491,000	511,000	20,000
	8531 経常経費寄附金収入	491,000	511,000	20,000
	0200 受取利息配当金収入	2,987,000	2,979,814	-7,186
	8541 受取利息配当金収入	2,987,000	2,979,814	-7,186
	0201 その他の収入	10,141,668	10,491,765	350,097
	8611 受入研修費収入	833,000	1,080,000	247,000
	8612 利用者等外給食費収入	8,380,550	8,364,950	-15,600
	8613 雑収入	928,118	1,046,815	118,697
事業活動収入計(1)		1,759,089,477	1,756,868,551	-2,220,926
事業活動による支出	0129 人件費支出	1,147,434,039	1,155,337,259	-7,903,220
	7111 役員報酬支出	14,450,934	14,345,248	105,686
	7112 職員給料支出	628,597,785	627,276,162	1,321,623
	7113 職員賞与支出	185,902,255	185,304,220	598,035
	7114 非常勤職員給与支出	159,299,033	158,647,704	651,329
	7115 派遣職員費支出	25,625,647	26,270,142	-644,495
	7116 退職給付支出	1,609,600	9,581,021	-7,971,421
	7119 法定福利費	32,573,524	32,573,524	
	7117 法定福利費支出	99,375,261	133,912,762	-34,537,501
	0130 事業費支出	257,001,087	256,083,793	917,294
	7211 給食費支出	67,603,559	105,292,982	-37,689,423
	7212 介護用品費支出	61,493,217	27,618,764	33,874,453
	7213 医薬品費支出	6,681,475	6,268,326	413,149
	7214 診療・療養等材料費支出	1,917,005	1,754,437	162,568
	7215 保健衛生費支出	3,039,602	3,234,295	-194,693
	7216 医療費支出	190,000	164,348	25,652
	7217 被服費支出	500,000	33,424	466,576
	7218 教養娯楽費支出	3,601,565	3,558,642	42,923
	7219 日用品費支出	3,885,745	3,873,560	12,185
	7223 水道光熱費支出	71,481,327	68,932,629	2,548,698
	7224 燃料費支出	3,596,000	3,741,120	-145,120
	7225 消耗器具備品費支出	12,320,425	13,060,920	-740,495
	7226 保険料支出	4,090,000	2,293,929	1,796,071
	7227 賃借料支出	8,634,544	8,969,673	-335,129
	7232 車輛費支出	6,503,909	5,936,734	567,175
	7234 その他の費用支出	2,714	2,714	
	7235 雑支出	1,460,000	1,347,296	112,704
	0131 事務費支出	165,384,096	165,822,889	-438,793
	7311 福利厚生費支出	4,700,807	4,406,309	294,498
	7312 職員被服費支出	2,018,016	2,071,696	-53,680
	7313 旅費交通費支出	305,900	91,320	214,580
	7314 研修研究費支出	2,779,459	2,544,555	234,904
	7315 事務消耗品費支出	5,446,355	5,467,331	-20,976
7316 印刷製本費支出	100,000	11,858	88,142	
7317 水道光熱費支出	8,351,970	7,647,244	704,726	
7319 修繕費支出	17,271,491	16,033,673	1,237,818	
7321 通信運搬費支出	4,195,599	4,221,193	-25,594	
7322 会議費支出	804,130	765,960	38,170	
7323 広報費支出	1,780,882	1,622,055	158,827	

	7324 業務委託費支出	78,901,115	80,226,674	-1,325,559	
	7325 手数料支出	1,959,820	2,007,156	-47,336	
	7326 保険料支出	2,224,680	3,230,710	-1,006,030	
	7327 賃借料支出	1,352,780	1,147,298	205,482	
	7328 土地・建物賃借料支出	17,377,200	17,652,480	-275,280	
	7329 租税公課支出	2,244,540	1,679,140	565,400	
	7331 保守料支出	10,247,170	11,696,762	-1,449,592	
	7332 渉外費支出	1,200,976	1,232,114	-31,138	
	7333 諸会費支出	1,979,706	1,965,306	14,400	
	7335 雑支出	141,500	102,055	39,445	
	0136 利用者負担軽減額	1,520,000	2,323,992	-803,992	
	7431 利用者負担軽減額	1,520,000	2,323,992	-803,992	
	0138 その他の支出	9,834,455	9,556,063	278,392	
	7451 利用者等外給食費支出	9,834,455	9,556,063	278,392	
	0140 流動資産評価損等による資金減少額		702,260	-702,260	
	7492 徴収不能額		702,260	-702,260	
	事業活動支出計(2)	1,581,173,677	1,589,826,256	-8,652,579	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	177,915,800	167,042,295	-10,873,505	
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計(4)				
支出	0144 固定資産取得支出	116,283,419	33,944,048	82,339,371	
	7522 建物取得支出	10,990,000	4,680,800	6,309,200	
	7524 器具及び備品取得支出	19,931,570	15,930,448	4,001,122	
	7525 その他の取得支出	8,361,849	13,332,800	-4,970,951	
	7612 施設整備資金積立資産支出	77,000,000		77,000,000	
	0147 その他の施設整備等による支出	1,150,000	1,148,666	1,334	
	7551 その他の支出	1,150,000	1,148,666	1,334	
	施設整備等支出計(5)	117,433,419	35,092,714	82,340,705	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-117,433,419	-35,092,714	82,340,705	
その他の活動による収支	収入				
	0213 投資有価証券売却収入	40,000,000	50,000,000	10,000,000	
	8841 投資有価証券売却収入	40,000,000	50,000,000	10,000,000	
	0214 積立資産取崩収入	9,619,560	6,242,021	-3,377,539	
	8851 退職給付引当資産取崩収入		6,242,021	6,242,021	
	8853 その他の積立資産取崩収入	9,619,560		-9,619,560	
	0221 事業区分間繰入金収入	9,000,000		-9,000,000	
	8881 事業区分間繰入金収入	9,000,000		-9,000,000	
	0222 拠点区分間繰入金収入	22,000,000		-22,000,000	
	8882 拠点区分間繰入金収入	22,000,000		-22,000,000	
	0223 サービス区分間繰入金収入	2,814,809		-2,814,809	
	8883 サービス区分間繰入金収入	2,814,809		-2,814,809	
	0224 その他の活動による収入	179,463	335,240	155,777	
	8891 その他の収入	179,463	335,240	155,777	
		その他の活動収入計(7)	83,613,832	56,577,261	-27,036,571
	支出	0152 積立資産支出	148,866,880	9,442,336	139,424,544
7641 退職給付引当資産支出		8,866,880	9,442,336	-575,456	
7643 その他の積立資産支出		140,000,000		140,000,000	
0159 事業区分間繰入金支出		9,000,000		9,000,000	
7671 事業区分間繰入金支出		9,000,000		9,000,000	
0160 拠点区分間繰入金支出		22,000,000		22,000,000	
7672 拠点区分間繰入金支出		22,000,000		22,000,000	
0161 サービス区分間繰入金支出		2,814,809		2,814,809	
7673 サービス区分間繰入金支出		2,814,809		2,814,809	
	その他の活動支出計(8)	182,681,689	9,442,336	173,239,353	
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-99,067,857	47,134,925	146,202,782	
	予備費支出(10)				
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	-38,585,476	179,084,506	217,669,982	
	前期末支払資金残高(12)	1,803,078,533	1,841,314,190	38,235,657	
	当期末支払資金残高(11)+(12)	1,764,493,057	2,020,398,696	255,905,639	

事業活動計算書

(自) 平成27年 4月 1日 (至) 平成28年 3月31日

第2号の1様式
(単位:円)

勘定科目		当年度決算	前年度決算	増減
収益	0056 介護保険事業収益	1,685,184,755	1,674,107,554	11,077,201
	0057 施設介護料収益	917,726,282	932,825,024	-15,098,742
	0058 居宅介護料収益(介護報酬収益)	331,726,034	336,203,970	-4,477,936
	0059 居宅介護料収益(利用者負担金収益)	43,417,862	41,138,487	2,279,375
	0060 地域密着型介護料収益(介護報酬収益)	63,954,603	62,261,588	1,693,015
	0061 地域密着型介護料収益(利用者負担金収)	7,028,117	6,071,678	956,439
	0062 居宅介護支援介護料収益	50,178,495	45,716,594	4,461,901
	0063 利用者等利用料収益	269,901,278	248,742,171	21,159,107
	0064 その他の事業収益	1,252,084	1,148,042	104,042
	0065 老人福祉事業収益	27,773,212	27,904,456	-131,244
	0066 措置事業収益	76,773	923,073	-846,300
	0068 その他の事業収益	27,696,439	26,981,383	715,056
	0075 障害福祉サービス等事業収益	3,530,409	3,600,108	-69,699
	0076 自立支援給付費収益	3,315,387	3,393,903	-78,516
	5352 利用者負担金収益	215,022	206,205	8,817
	0083 医療事業収益	24,557,596	26,255,662	-1,698,066
	5453 外来診療収益	23,675,825	24,969,918	-1,294,093
	5454 保健予防活動収益	462,627	164,000	298,627
	0085 その他の医療事業収益	419,144	1,121,744	-702,600
	0086 その他の事業収益	1,760,000	246,000	1,514,000
	0087 その他の事業収益	1,760,000	246,000	1,514,000
	0089 経常経費寄附金収益	511,000	878,000	-367,000
	5541 経常経費寄附金収益	511,000	878,000	-367,000
	0090 その他の収益	80,000	110,000	-30,000
5551 その他の収益	80,000	110,000	-30,000	
サービス活動収益計(1)		1,743,396,972	1,733,101,780	10,295,192
サービス活動増減の部	0015 人件費	1,162,796,421	1,138,143,066	24,653,355
	4111 役員報酬	14,345,248	14,385,247	-39,999
	4112 職員給料	627,276,162	630,013,676	-2,737,514
	4113 職員賞与	185,304,220	172,070,347	13,233,873
	4115 非常勤職員給与	158,647,704	154,947,552	3,700,152
	4116 派遣職員費	26,270,142	19,068,235	7,201,907
	4117 退職給付費用	17,040,183	17,980,860	-940,677
	4118 法定福利費	133,912,762	129,677,149	4,235,613
	0016 事業費	256,168,203	256,908,492	-740,289
	4211 給食費	105,292,982	105,034,274	258,708
	4212 介護用品費	27,618,764	22,778,515	4,840,249
	4213 医薬品費	6,352,736	5,648,147	704,589
	4214 診療・療養等材料費	1,754,437	2,752,510	-998,073
	4215 保健衛生費	3,234,295	3,553,295	-319,000
	4216 医療費	164,348	124,208	40,140
	4217 被服費	33,424	464,256	-430,832
	4218 教養娯楽費	3,558,642	3,062,529	496,113
	4219 日用品費	3,873,560	3,547,812	325,748
	4223 水道光熱費	68,932,629	74,845,484	-5,912,855
	4224 燃料費	3,741,120	4,979,742	-1,238,622
	4225 消耗器具備品費	13,060,920	11,254,758	1,806,162
	4226 保険料	2,293,929	2,815,377	-521,448
	4227 賃借料	8,969,673	8,264,771	704,902
	4232 車輛費	5,936,734	6,818,016	-881,282
	4233 その他の費用	2,714		2,714
	4234 雑費	1,347,296	964,798	382,498
	0017 事務費	165,822,889	165,287,955	534,934
	4311 福利厚生費	4,406,309	4,490,466	-84,157
	4312 職員被服費	2,071,696	1,517,568	554,128
	4313 旅費交通費	91,320	125,982	-34,662
	4314 研修研究費	2,544,555	1,877,199	667,356
	4315 事務消耗品費	5,467,331	6,134,931	-667,600
4316 印刷製本費	11,858		11,858	
4317 水道光熱費	7,647,244	8,486,817	-839,573	
4319 修繕費	16,033,673	17,334,535	-1,300,862	
4321 通信運搬費	4,221,193	4,214,370	6,823	
4322 会議費	765,960	658,002	107,958	
4323 広報費	1,622,055	1,581,874	40,181	
4324 業務委託費	80,226,674	78,267,035	1,959,639	
4325 手数料	2,007,156	3,854,552	-1,847,396	
費用				

		4326 保険料	3,230,710	2,209,942	1,020,768
		4327 賃借料	1,147,298	1,315,111	-167,813
		4328 土地・建物賃借料	17,652,480	18,252,480	-600,000
		4329 租税公課	1,679,140	1,604,770	74,370
		4331 保守料	11,696,762	10,118,433	1,578,329
		4332 渉外費	1,232,114	1,182,833	49,281
		4333 諸会費	1,965,306	1,943,450	21,856
		4335 雑費	102,055	117,605	-15,550
		0026 利用者負担軽減額	2,323,992	877,616	1,446,376
		4441 利用者負担軽減額	2,323,992	877,616	1,446,376
		0027 減価償却費	114,372,941	116,143,538	-1,770,597
		4451 減価償却費	114,372,941	116,143,538	-1,770,597
		0028 国庫補助金等特別積立金取崩額	-31,057,738	-32,137,016	1,079,278
		4461 国庫補助金等特別積立金取崩額	-31,057,738	-32,137,016	1,079,278
		0029 徴収不能額	702,260		702,260
		4471 徴収不能額	702,260		702,260
		サービス活動費用計(2)	1,671,128,968	1,645,223,651	25,905,317
		サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	72,268,004	87,878,129	-15,610,125
サービス活動外増減の部	収益	0093 受取利息配当金収益	2,979,814	2,936,797	43,017
		5821 受取利息配当金収益	2,979,814	2,936,797	43,017
		0098 その他のサービス活動外収益	11,177,573	11,651,778	-474,205
		5871 受入研修費収益	1,080,000	913,000	167,000
		5872 利用者等外給食収益	8,364,950	8,809,450	-444,500
		5874 雑収益	1,732,623	1,749,328	-16,705
		5816 雑収益		180,000	-180,000
		サービス活動外収益計(4)	14,157,387	14,588,575	-431,188
	費用	0038 その他のサービス活動外費用	10,171,278	10,299,763	-128,485
		4841 利用者等外給食費	9,556,063	9,909,382	-353,319
		4843 雑損失	615,215	390,381	224,834
			サービス活動外費用計(5)	10,171,278	10,299,763
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	3,986,109	4,288,812	-302,703	
	経常増減差額(7)=(3)+(6)	76,254,113	92,166,941	-15,912,828	
特別増減の部	収益	0104 固定資産売却益		9,909	-9,909
		5951 車輛運搬具売却益		9,909	-9,909
		0111 その他の特別収益	62,046	67,743	-5,697
		5982 その他の特別収益	62,046	67,743	-5,697
			特別収益計(8)	62,046	77,652
	費用	0042 固定資産売却損・処分損	10,781,045	1,089,431	9,691,614
		4931 建物売却損・処分損	10,753,380	887,781	9,865,599
		4932 車輛運搬具売却損・処分損		1	-1
		4933 器具及び備品売却損・処分損	27,665	201,649	-173,984
		0043 国庫補助金等特別積立金取崩額(除)	-1	-274,370	274,369
		4941 国庫補助金等特別積立金取崩額(除)	-1	-274,370	274,369
		0044 国庫補助金等特別積立金積立額		64,579,332	-64,579,332
		4953 過年度国庫補助金等特別積立金積立額		64,579,332	-64,579,332
		0048 サービス区分間繰入金費用		-3,651,089	3,651,089
		4963 サービス区分間繰入金費用		-3,651,089	3,651,089
		0052 その他の特別損失	225,455	98,419	127,036
		4981 その他の特別損失	225,455	98,419	127,036
	特別費用計(9)	11,006,499	61,841,723	-50,835,224	
	特別増減差額(10)=(8)-(9)	-10,944,453	-61,764,071	50,819,618	
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	65,309,660	30,402,870	34,906,790	
繰越活動増減差額の部		前期繰越活動増減差額(12)	3,971,736,336	3,941,333,466	30,402,870
		当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	4,037,045,996	3,971,736,336	65,309,660
		基本金取崩額(14)			
		その他の積立金取崩額(15)			
		その他の積立金積立額(16)			
		次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	4,037,045,996	3,971,736,336	65,309,660

社会福祉法人現況報告書

平成 28 年4月1日現在

I 基本情報

所轄庁												
法人名	社会福祉法人 堺福社会	主たる事務所の所在地	〒 593 - 8314	堺市西区太平寺331-1	電話番号	072 - 297 - 9598	FAX番号	072 - 297 - 8838				
ホームページアドレス	http://www.sakaifukushikai.jp/		メールアドレス	masanari115@yahoo.co.jp		設立認可年月日	平成4年3月6日		設立登記年月日	平成4年4月7日		
代表者	氏名	年齢	住所		職業	就任年月日						
	淡野 勝也	非公表	非公表		法人理事長	平成24年5月7日						

II 事業

社会福祉事業	種類	施設名・事業所名	公表/非公表	所在地	事業開始年月日	定員	実施形態		
							各分野の事業が同一施設(敷地)で実施	全ての事業が同一施設(敷地)で実施	
児童福祉	第一種						○		
	第二種								
老人福祉	第一種	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームハートピア泉北	公表	堺市西区太平寺331-1	平成4年11月4日			84
		特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームハートピア堺	公表	堺市堺区海山町3-150-1	平成8年4月1日			84
	第二種	老人デイサービス事業	デイサービスセンターハートピア泉北	公表	堺市西区太平寺331-1	平成4年11月4日			35
		老人短期入所事業	ハートピア泉北	公表	堺市西区太平寺331-1	平成4年11月4日			16
		老人デイサービス事業	ハートピア堺デイサービスセンター	公表	堺市堺区海山町3-150-1	平成8年4月1日			65
		老人短期入所事業	ハートピア堺	公表	堺市堺区海山町3-150-1	平成8年4月1日			16
		老人介護支援センター	ハートピア堺	公表	堺市堺区海山町3-150-1	平成8年4月1日			
		老人居宅介護等事業	ハートピア堺ヘルパーステーション	公表	堺市堺区海山町3-150-1	平成8年4月1日			
老人居宅介護等事業	ホームヘルパーハートピア泉北	公表	堺市西区太平寺331-1	平成11年7月15日					
障害者福祉	第一種						○		
		障害福祉サービス事業	ハートピア泉北身体障害者ホームヘルプセンター(居宅介護)	公表	堺市西区太平寺331-1	平成15年4月1日			
	第二種	障害福祉サービス事業	ハートピア堺ヘルパーステーション(居宅介護)	公表	堺市堺区海山町3-150-1	平成15年4月1日			
		障害福祉サービス事業	特別養護老人ホームハートピア堺	公表	堺市堺区海山町3-150-1	平成8年4月1日			
		移動支援事業	ハートピア泉北身体障害者ホームヘルプセンター	公表	堺市西区太平寺331-1	平成18年10月1日			
移動支援事業	ハートピア堺ヘルパーステーション	公表	堺市堺区海山町3-150-1	平成18年10月1日					
その他	第二種	生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業	介護老人保健施設愛和園	公表	堺市西区太平寺327-1	平成10年1月27日	110	△	
		生計困難者に対して、その住居で衣食その他の日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業	ハートピア泉北	公表	堺市西区太平寺331-1	平成17年4月1日			
		生計困難者に対して、その住居で衣食その他の日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業	ハートピア堺	公表	堺市堺区海山町3-150-1	平成17年4月1日			

公益事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
	12	ケアプランセンターハートピア泉北	堺市西区太平寺331-1	平成12年4月1日	
12	ハートピア堺居宅介護支援事業所	堺市堺区海山町3-150-1	平成12年4月1日		
12	ケアプランセンター愛和園	堺市西区太平寺327-1	平成19年3月1日		
12	堺第一地域包括支援センター(地域包括支援センターの経営)	堺市堺区海山町3-150-1	平成24年4月1日		
12	堺第一地域包括支援センター(介護予防支援事業)	堺市堺区海山町3-150-1	平成24年4月1日		
<p>1 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業</p> <p>2 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等を支援する事業</p> <p>3 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業</p> <p>4 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業</p> <p>5 入所施設からの退院・退所を支援する事業</p> <p>6 子育て支援に関する事業</p> <p>7 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業</p> <p>8 ボランティアの育成に関する事業</p> <p>9 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等)</p> <p>10 社会福祉に関する調査研究等</p> <p>11 事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業</p> <p>12 介護保険法の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、地域支援事業を市町村から受託する事業</p> <p>13 有料老人ホーム</p> <p>14 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業</p> <p>15 公益的の事業を行う団体に事務所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業</p> <p>16 その他 ()</p>					
収益事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
<p>1 法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル</p> <p>2 駐車場の経営</p> <p>3 公共的、公共的施設内の売店の経営</p> <p>4 その他 ()</p>					

その他の事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)

1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免
2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施
3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施
4 災害時における各種支援活動の実施
5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施
6 他法人との連携による人材育成事業
7 その他 ()

III 組織

理事	定員		現員		役職	氏名	職業	任期	親族等特殊関係者の有無			資格				施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事報酬 (職員と兼務の場合は支給方法)				理事会へ出席回数	
	7	7	親族	他の社会福祉法人の役員					その他	社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	施設長	その他	理事報酬・職員給与ともに支給	理事報酬のみ支給		職員給与のみ支給	支給なし				
					理事長	淡野 勝也		平成26年5月7日 ~ 平成28年5月6日			○							○				2
					職務代理者			平成26年5月7日 ~ 平成28年5月6日			○								○			2
					理事			平成26年5月7日 ~ 平成28年5月6日	○										○			2
					理事			平成26年5月7日 ~ 平成28年5月6日			○								○			2
					理事			平成26年5月7日 ~ 平成28年5月6日	○					○						○		1
					理事			平成26年5月7日 ~ 平成28年5月6日			○								○			2

監事	定員	現員											監事報酬		理事会 への出席回数	
	2	2	資格										施設整備又は 運営と密接に 関連する業務 を行う者	支給あり		支給なし
	氏名	職業	任期	財務諸表等を監査し得る者				社会福 祉事業 の学識 経験者	地域の 福祉関 係者	その他	支給あり	支給なし				
				公認会 計士、 税理士	弁護士	会社等 の監査 役、経 理責任 者等	その他									
			平成26年5月7日 ~ 平成28年5月6日	○									○	○	1	
			平成26年5月7日 ~ 平成28年5月6日								○		○	○	1	

評議員	定員	現員														評議員会 への出席回数			
	15	15	氏名	職業	任期	親族等特殊関係者の有無			理事の 親族	資格							施設整備又は 運営と密接に 関連する業務 を行う者	理事と の兼務	職員と の兼務
	親族	他の社 会福祉 法人の 役員				その他	社会福 祉事業 の学識 経験者	地域の 福祉関 係者		地域の 代表者	施設長	利用者 の家族 の代表	その他						
														親族	他の社 会福祉 法人の 役員				
			平成26年5月7日 ~ 平成28年5月6日			○								○	○	○	2		
			平成26年5月7日 ~ 平成28年5月6日			○								○	○	○	2		
			平成26年5月7日 ~ 平成28年5月6日	○										○	○	○	2		
			平成26年5月7日 ~ 平成28年5月6日			○								○	○	○	2		
			平成26年5月7日 ~ 平成28年5月6日	○					○					○	○	○	1		
			平成26年5月7日 ~ 平成28年5月6日			○								○	○	○	2		
			平成26年5月7日 ~ 平成28年5月6日			○								○	○	○	0		
			平成26年5月7日 ~ 平成28年5月6日			○								○	○	○	1		
			平成26年5月7日 ~ 平成28年5月6日			○								○	○	○	2		
			平成26年5月7日 ~ 平成28年5月6日			○								○	○	○	1		
			平成26年5月7日 ~ 平成28年5月6日			○								○	○	○	1		

IV 資産管理

平成 28 年3月31日現在

不動産 の所有 状況	所在地	面積	評価額(千円)	担保提供の状況					
				提供年月日	借入額(千円)	借入先	償還期限	所轄庁の 承認の有 無	
基本財産	土地	堺市西区太平寺330	406.61㎡	42,493	無				有
		堺市西区太平寺331-1	727.27㎡	76,088	無				有
		堺市西区太平寺331-2	247.93㎡	25,852	無				有
		堺市西区太平寺331-3	214.87㎡	22,398	無				有
		堺市西区太平寺331-4	124.37㎡	16,537	無				有
		堺市西区太平寺329-1	336.89㎡	36,632	無				有
		堺市西区太平寺327-2	47.81㎡	34,880	無				有
		堺市西区太平寺335	892.56㎡	50,500	無				有
		堺市西区太平寺326	393.38㎡	29,610	無				有
		堺市西区太平寺327-1	487.71㎡	36,710	無				有
		堺市西区太平寺328-2	64.77㎡	4,875	無				有
		堺市西区太平寺328-3	51.04㎡	3,842	無				有
		堺市西区太平寺329-2	13.51㎡	2,581	無				有
		堺市西区太平寺331-5	34.29㎡	1,019	無				有
		堺市西区太平寺328-1	496.04㎡	37,338	無				有
		堺市西区太平寺324	469.00㎡	35,303	無				有
		堺市西区太平寺312-7	361.00㎡	28,880	無				有
		堺市西区太平寺312-9	36.00㎡	2,880	無				有
		堺市西区太平寺758	39.00㎡	3,120	無				有
堺市西区太平寺332	406.00㎡	9,356	平成26年12月25日				有		
堺市堺区海山町3-150-1	1671.71㎡	521,626	無				有		
堺市西区太平寺331-1、327-1	7922.71㎡	942,041	無				有		
堺市堺区海山町3-150-1	3719.71㎡	464,633	無				有		
運用財産	土地	無							
		無							
公益事業用財産	土地	無							
		無							
収益事業用財産	土地	無							
		無							

5. 関連当事者との取引の内容

種類	法人等の名称	住所	資産総額(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員等の兼務等	事業上の関係				
該当なし											

6. 地域の福祉ニーズへの対応状況

事業概要	実施の有無	事業開始年度	本年度支出額(千円)
1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免	○	平成12年度	
2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施	○	平成8年度	
3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施	○	平成8年度	
4 災害時における各種支援活動の実施	○	平成25年度	
5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施	○	平成17年度	
6 他法人との連携による人材育成事業	○	平成27年度	
7 その他 (認知症カフェ、ワーカーズカフェ)	○	平成27年度	

(注)「本年度支出額」については、当該事業に対する費用として、明確に算定出来る場合に限り記載しており、明確に算定出来ない場合は「－」を記載している。

社会福祉法人堺福社会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホームハートピア泉北の設置経営
- (ロ) 特別養護老人ホームハートピア堺の設置経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービス事業（デイサービスセンターハートピア泉北）
- (ロ) 老人短期入所事業（ハートピア泉北）
- (ハ) 老人デイサービス事業（ハートピア堺デイサービスセンター）
- (ニ) 老人短期入所事業（ハートピア堺）
- (ホ) 老人介護支援センター（ハートピア堺）
- (ヘ) 老人居宅介護等事業（ハートピア堺ヘルパーステーション）
- (ト) 無料低額介護老人保健施設愛和園の設置経営
- (チ) 老人居宅介護等事業（ホームヘルパーハートピア泉北）
- (リ) 生計困難者に対する支援相談事業（ハートピア泉北）
- (ヌ) 生計困難者に対する支援相談事業（ハートピア堺）
- (ル) 障害福祉サービス事業（ハートピア泉北身体障害者ホームヘルプセンター（居宅介護））
- (ヲ) 障害福祉サービス事業（ハートピア堺ヘルパーステーション（居宅介護））
- (ワ) 障害福祉サービス事業（特別養護老人ホームハートピア堺（短期入所））
- (カ) 移動支援事業（ハートピア泉北身体障害者ホームヘルプセンター）
- (ヨ) 移動支援事業（ハートピア堺ヘルパーステーション）

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人堺福社会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を大阪府堺市西区太平寺331番地1に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 7名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち1名を超えて含まれてはならず、監事のうちこれらの者が含まれてはならない。

(役員の任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員を選任等)

第7条 理事は、評議員会の承認及び理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

2 監事は、評議員会の承認を得て、理事会において選任する。

3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第8条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、理事長がこれを招集する。

3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議

決することができない。

6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第10条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び堺市長に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第12条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第13条 評議員会は、15名の評議員をもって組織する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

4 評議員会に議長を置く。

5 議長は、その都度評議員の互選で定める。

6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第14条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同前)

第15条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第16条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第17条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(資産の区分)

第18条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産、公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 大阪府堺市西区太平寺331番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建建物特別養護老人ホームハートピア泉北と大阪府堺市西区太平寺327番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根4階建建物老人保健施設愛和園

1棟7,922.71平方メートル

(2) 大阪府堺市西区太平寺330番	406.61平方メートル
大阪府堺市西区太平寺331番1	727.27平方メートル
大阪府堺市西区太平寺331番2	247.93平方メートル
大阪府堺市西区太平寺331番3	214.87平方メートル
大阪府堺市西区太平寺331番4	124.37平方メートル
大阪府堺市西区太平寺329番1	336.89平方メートル
大阪府堺市西区太平寺327番2	47.81平方メートル
大阪府堺市西区太平寺335番	892.56平方メートル
所在のハートピア泉北敷地	計2,998.31平方メートル
大阪府堺市西区太平寺326番	393.38平方メートル
大阪府堺市西区太平寺327番1	487.71平方メートル
大阪府堺市西区太平寺328番2	64.77平方メートル
大阪府堺市西区太平寺328番3	51.04平方メートル
大阪府堺市西区太平寺329番2	13.51平方メートル
大阪府堺市西区太平寺331番5	34.29平方メートル
大阪府堺市西区太平寺328番1	496.04平方メートル
大阪府堺市西区太平寺324番	469.00平方メートル
所在の愛和園敷地	計2,009.74平方メートル
大阪府堺市西区太平寺312番7	361.00平方メートル
大阪府堺市西区太平寺312番9	36.00平方メートル
大阪府堺市西区太平寺758番	39.00平方メートル
所在の緊急避難用地	計436.00平方メートル
大阪府堺市西区太平寺332番	406.00平方メートル
所在の利用者処遇改善用地	計406.00平方メートル

合計 5,850.05平方メートル

(3) 大阪府堺市堺区海山町三丁150番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根5階建建物特別養護老人ホームハートピア堺

1棟 3,719.71平方メートル

(4) 大阪府堺市堺区海山町三丁150番1所在のハートピア堺敷地

合計 1,671.71平方メートル

3 運用財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第27条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第19条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、堺市長の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、堺市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第20条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

4 資産の管理については、別に定める資金運用規程により行うものとする。

(特別会計)

第21条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第22条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第23条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第24条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって

終わる。

(会計処理の基準)

第25条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第26条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第5章 公益を目的とする事業

(種別)

第27条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業(ケアプランセンターハートピア泉北)
- (2) 居宅介護支援事業 (ハートピア堺居宅介護支援事業所)
- (3) 居宅介護支援事業 (ケアプランセンター愛和園)
- (4) 地域包括支援センターの経営 (堺第1地域包括支援センター)
- (5) 介護予防支援事業 (堺第1地域包括支援センター)

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第28条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第29条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第30条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第31条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、堺市長の認可を受けなければならない。

第7章 定款の変更

(定款の変更)

第32条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得

て、堺市長の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を堺市長に届け出なければならない。

第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第33条 この法人の公告は、社会福祉法人堺福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第34条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	中井和三郎
理事	淡野 勝也
〃	山本 三郎
〃	堀内 顯彦
〃	辻尾 幸夫
〃	中井 信二
〃	檀野 芳治
監事	中森 博幸
〃	森島 憲治